

特別児童 扶養手当 を受けて いる方へ



ここでは、特別児童扶養手当を受けている方が行わなければならない
届け出について書いてありますので、
よく読んで届け出がおくれないように気をつけてください。

●●●●●● ひきつづき手当を受けるとき ●●●●●●

◆所得状況届（全員）

- 毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届を出してください。
- 届け出がないときは手当は支払われません。
- また、一定の所得額をこえると、所得制限によって手当が1年間停止されます。
- 2年間連続して届け出がないときは、受給資格を失います。

◆障害診断書

- 障害認定に期限がある方（有期認定といい、期限は3月末、7月末、11月末のいずれか）は、期限が終わる前に市町村窓口から連絡がありますので、期限内に障害診断書を出してください。
- 期限内に出されないときは手当が支払われないことがあります。
- 障害診断書の提出のために医師の診断を受ける期間は、有期認定の期限の属する月とするようお願いします。（例）3月末有期期限の方は、3月中に診断を受ける。早く診断を受けると、障害の程度が下がった場合、診断を受けた月の翌月から手当が減額となるため、後から手当を返していただくことがあります。
- また、身体障害者手帳（1～2級程度）または療育手帳（「A」判定）をもっている方は、診断書を省略できる場合がありますので、市町村手当窓口にかいてください。
- なお、障害認定に期限がない方は診断書を出す必要はありません。
- 有期認定かどうかわからない方は、市町村手当窓口にかいてください。

◆額改定請求書（対象となるこどもが増えたときなど）

- 障害のあるこどもが増えたときや、こどもの障害が重くなったときは、額改定請求書を出してください。
- 該当すれば、請求書を出した月の翌月から手当が増額されます。

受給資格がなくなるとき

資格喪失届

次のような状況になったときは、そのときから受給資格がなくなりますので、
すぐに市町村手当窓口で資格喪失届を出してください。

あなたが

- こどもを扶養しなくなったとき
- 県外に転出したとき—なお、転出先の市町村手当窓口で特別児童扶養手当住所変更届を出せば、ひきつづき手当が受けられます。

対象となるこどもが

- 20歳になったとき
- 施設に入所したとき
- 日本国内に住所がなくなったとき
- 障害を理由とする公的年金を受けられるとき

額改定届(対象となるこどもが減るとき)

対象となるこどもが2人以上いる方で、そのうちの1人が上のような状況になったときは、
資格喪失届ではなく額改定届を出してください。

届け出は市町村の特別児童扶養手当窓口に出してください。また、受給資格がなくなったのに、届け出をしないまま手当を受けていると、あとで一度に手当を返していただくこととなります。なお、届け出には必ず特別児童扶養手当証書を添えてください。

※そのほかの大切なことは、手当証書に書いてありますのでよく読んでください。
(支給停止の方には証書を交付していません。)

問い合わせ先

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
盛岡広域振興局保健福祉環境部	〒020-0023	盛岡市内丸11-1	☎019-629-6567	盛岡市、八幡平市、岩手郡、紫波郡
県南広域振興局保健福祉環境部	〒023-0053	奥州市水沢区大手町5-5	☎0197-22-2831	奥州市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、藤沢町
沿岸広域振興局保健福祉環境部	〒026-0043	釜石市新町6-50	☎0193-25-2702	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、下閉伊郡(普代村を除く)
県北広域振興局保健福祉環境部	〒028-8042	久慈市八日町1-1	☎0194-53-4982	久慈市、二戸市、普代村、洋野町、野田村、軽米町、九戸村、一戸町